

コンサルティング契約条件

利用希望事業者は、利用希望事業者の広告宣伝、販売促進、マーケティング等に関する「利用申込書」（以下「申込書」といいます）記載のコンサルティング業務（以下「本件業務」という。）を、次の各条件（以下「本条件」といいます。）を前提にノバセル株式会社（以下「当社」といいます。）に委託します。

第1条（定義）

本サービス利用契約中に用いられる以下の用語は、別段の定めのない限り、次の定義によるものとします。

- (1) 「本対価」とは、本件業務の対価として利用希望事業者から当社に対して支払われる申込書に定める月額料金、従量料金等の利用料金をいいます。
- (2) 「提供素材等」とは、本件業務の遂行過程で、利用希望事業者が当社に対して提供した文書、図面、広告素材等（紙媒体によるもののほか、電子ファイル等が格納された電磁的記録媒体によるものも含む。）をいいます。提供素材等の複製物も提供素材等に含みます。
- (3) 「提供データ」とは、本件業務において当社が利用希望事業者又は再販売先（広告主）に提供する数値、分析結果、統計情報等の一切のデータをいいます。
- (4) 「知的財産権」とは、著作権、特許権、実用新案権、商標権、意匠権、その他法定の知的財産権（それらの権利を取得し、又はそれらの権利につき登録等を出願する権利を含み、著作権については著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）をいいます。

第2条（本件業務の履行）

1. 当社は、本件業務について、関連する法令を遵守しかつ善良なる管理者の注意をもって、誠実にこれを履行します。
2. 利用希望事業者は、当社による本件業務の実施に必要な協力を行うものとします。
3. 本サービス利用契約の当事者はそれぞれ、本件業務に関して責任者を定めて予め相手方に通知し、本件業務の遂行に必要な意思決定、指示等は、当該責任者を通じて行うものとします。
4. 本件業務において当社が行う提案の採否は、利用希望事業者が自らの責任で判断するものとし、当社は当該提案内容及び当該提案内容がもたらす効果・結果について一切の保証をせず、責任を負いません。
5. 提供データに当社トレンド、当社アナリティクス等、他のサービスにおいて提供されるデータが含まれる場合、当該データの取り扱いについては、別途他のサービスに関する諸規約が適用されます。
6. 当社は、利用希望事業者に対し、いつでも、提供データの利用に関する事項に関し報告を求めることができるものとし、利用希望事業者は、当社に対し、正確かつ最新の状況を提供しなければなりません。
7. 当社は、提供データの利用を当社に対して許諾する第三者の要請等の合理的理由により、当該データの全部又は一部の提供を停止せざるを得なくなった場合には、当該データの全部又は一部の提供を停止することができます。この場合、当社が要求した場合には、利用希望事業者は、当該データの削除をしなければなりません。

第3条（本件業務の委託に関する遵守事項）

1. 利用希望事業者は、本件業務において、当社及び当社の再委託先（以下「再委託先」といい、以下「当社」と併せて「当社等」といいます。本件業務に従事する当社等の作業者を含みます。）に対する一切の指揮命令権を有さず、勤務日数、始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇等に関する指示及び管理（以下「勤怠管理」）並びに仕事の割付け、仕事の順序又は方法等の指示及び管理（以下「労務管理」という。）を行うことはできません。
2. 利用希望事業者は、利用希望事業者における就業規則、服務規律、安全衛生規則等（以下「規則等」といいます。）を当社等に対して適用することはできません。ただし、機密情報保持、安全衛生保持等のため合理的理由が存する場合には、利用希望事業者と当社等との合意のうえ、当社等に規則等を適用できるものとします。
3. 利用希望事業者は、情報の共有、進捗状況の把握、成果物のチェック等のため合理的必要がある場合にのみ、あらかじめ当社等と合意した目的の範囲で、当社等の実績業務従事時間、業務内容の報告等を受けるものとします。
4. 利用希望事業者は、本件業務遂行に必要な能力・経験等の条件を単に提示することを超えて、合理的な必要がある場合を除いて、作業者の人数を指定したり、個々の作業者を特定・指名することはできません。
5. 当社等は、本件業務について当社等を代表する責任者を選定し、利用希望事業者に通知します。利用希望事業者は、緊急時でかつ合理的必要がある場合を除いて、同責任者及び同責任者が指定する代理人（以下「責任者等」といいます。）以外の者に連絡を行うことはできません。
6. 利用希望事業者は、当社等に対し、本件業務に関する具体的な作業を依頼（以下「作業依頼」といいます。）する場合、次の事項に留意しなければなりません。
 - (1) 作業依頼は、緊急時でかつ合理的必要がある場合を除いて、責任者等に対し、事前の書面又は電磁的方法によって行うものとします。ただし、緊急時でかつ合理的必要がある場合で事前の書面又は電磁的方法によって作業依頼を行うことができない場合であっても、利用希望事業者は、責任者等に対し、事後、速やかに書面又は電磁的方法によって作業依頼の内容を通知するものとします。
 - (2) 利用希望事業者は、当社等に対し、単なる連絡事項を除いて、合理的な理由がない限り、都度の指示や日々の具体的な作業依頼は行うことはできません。
7. 当社等は、本件業務以外の作業を行わないものとし、利用希望事業者が本件業務以外の業務を当社等に行わせる場合、本契約の変更又は追加契約の締結を行わなければなりません。
8. 利用希望事業者は、本件業務に従事する当社等の作業者について、当社の事前の承諾を得ることなく、本件業務の提供期間中及び本件業務の提供後1年以内に、当該作業者又は再委託先との間で業務委託契約や雇用契約等（契約名、形態は問わない）を直接契約してはならず、その提案、連絡先の交換等の勧誘行為を行ってはならないものとします。

第4条（再委託）

1. 当社は、当社の責任と裁量において、本件業務の全部又は一部を第三者に再委託することができます。
2. 当社は、第三者に本件業務の全部又は一部を委託する場合であっても、利用希望事業者に帰責性がある場合を除き、自ら遂行した場合と同様の責任を負うものとします。

第5条（知的財産権）

本件業務の履行過程において発生する知的財産権は当社に帰属するものとし、当社は利用希望事業者に対して自己利用の範囲でその利用を許諾するものとします。なお、当該許諾の対価は、本対価に含まれるものとします。

第6条（支払方法）

1. 当社は、本対価について、利用希望事業者に対して請求書を交付します。
2. 利用希望事業者は、本対価を、当社が指定する期日までに当社が指定する銀行口座に対する振込送金の方法により支払うものとします。振込手数料等支払に要する費用は利用希望事業者の負担とします。
3. 利用希望事業者が本件対価の支払いを遅延した場合には、利用希望事業者は、当社に対して、本件対価の額に年 14.6 パーセントの割合を乗じた遅延損害金を支払います。

第7条（提供資料等）

1. 当社は、利用希望事業者に対し、本件業務の遂行に必要な提供素材等について、開示を求める場合があります。利用希望事業者が提供素材等の提供を拒み、若しくは遅延したことにより、又は提供素材等の内容に誤りがあったことにより生じた本件業務の履行遅滞等の結果について、当社は一切の責任を負わないものとします。
2. 当社は、提供素材等を善良な管理者による注意をもって保管管理するものとします。
3. 当社は、提供素材等を、本件業務の遂行目的以外の目的で使用してはなりません。
4. 当社は、本件業務が終了したときは、利用希望事業者の指示に従って提供素材等を廃棄します。
5. 利用希望事業者は、自己の責任と負担において、提供素材等に関する知的財産権、肖像権及びパブリシティ権等の権利に関する権利処理を行うものとし、提供素材等に関して生じた紛争について当社は責任を負いません。

第8条（秘密保持）

1. 本サービス利用契約において「秘密情報」とは、本サービス利用契約に関連して、本サービス利用契約の当事者が、相手方より口頭、書面その他の記録媒体等により提供若しくは開示され、又は知り得た、相手方の技術、営業、業務、財務、組織、その他の事項に関する情報のうち、秘密である旨の表示をした上で開示されたものを意味します。但し、以下の各号に掲げる情報を除きます。
 - (1) 相手方から提供若しくは開示がなされたとき又は知得したときに、既に一般に公知となり、又は既に知得していた情報
 - (2) 相手方から提供若しくは開示がなされた後又は知得した後、本条に違反することなく公知となった情報
 - (3) 提供又は開示について正当な権限のある第三者から秘密保持義務を負わされることなく適法に取得した情報
 - (4) 秘密情報によることなく独自に知得した情報
 - (5) 秘密保持に含めないことを相手方が書面により明示した情報
2. 本サービス利用契約の当事者は、秘密情報を本サービス利用契約遂行の目的のみに利用するとともに、相手方が書面により承諾した場合を除き、第三者に相手方の秘密情報を提供、開示又は漏洩しないものとします。
3. 前項の定めにかかわらず、本サービス利用契約の当事者は、次の各号に掲げる場合には、合理的に必要な限度において、相手方に係る秘密情報を開示することができます。但し、第1号及び第2号の定めに基づき当該秘密情報を開示する場合、本サービス利用契約の当事者は、当該情報の開示先に対し、開示する当該秘密情報に関して本サービス利用契約上当該当事者が負っている義務と同等の秘密保持義務及びその他全ての義務を課すものとします。
 - (1) 本件業務に関連して当該秘密情報の開示を受ける必要のある、当該当事者（当社の場合は、ラクスル株式会社、同社の関係会社（財務諸表等規則第8条第8項の関係会社をいいます。）及び同社のウェブサイト上でグループ会社として掲載される会社を含む）の取締役、監査役、執行役及びその他の役員、従業員並びに本サービス利用契約の目的達成のために開示が必要となる当社の提携先で、当社の責任において本サービス利用契約と同等の機密保持義務を課した者に対して開示する場合
 - (2) 本件業務に関連して当該秘密情報の開示を受ける必要のある、当該当事者の弁護士、公認会計士、税理士、司法書士及びその他の法令等上又は契約上秘密保持義務を負う専門家に対して開示する場合
 - (3) 法令等に基づき、裁判所、行政機関及びその他の公的機関並びに金融商品取引所に対して開示が義務づけられ、又はこれら機関から開示を要請された場合
4. 本サービス利用契約の当事者は、相手方から求められた場合にはいつでも、遅滞なく、相手方の指示に従い、秘密情報並びに秘密情報を記載又は包含した書面その他の記録媒体及びその全ての複製物を廃棄します。
5. 本条は、本サービス利用契約終了後も3年間有効とします。
6. 本条各項の規定にかかわらず、利用希望事業者から提供され、又は当社が取得する本件業務に関する一切の情報（以下「研究対象情報」といいます）について、当社は、本サービス利用契約の期間中又は終了後であるかを問わず、広告効果測定に関する研究・開発のためにこれを用いることができるものとします。なお、当社と共同研究若しくは共同開発を行い、又は当社の委託を受けて研究・開発を行う委託先（以下「研究提携先」という）がある場合には、当社は、研究対象情報を研究提携先に対して開示することができます。

7. 本条各項の規定にかかわらず、研究対象情報から当社の解析・研究により導かれる、解析結果、アルゴリズム、汎用化されたノウハウ、統計データ等（以下総じて、「解析結果等」といいます。）に関する一切の権利は当社に帰属するものとし、当社は、本サービス利用契約の期間中又は終了後であるかを問わず、利用希望事業者を特定しない方法で解析結果等を作成し、これを自ら利用及び第三者に対して提供・公表することができるものとします。

第9条（個人情報）

1. 本サービス利用契約の当事者は、本サービス利用契約に関連して相手方から取扱いを委託された個人情報（以下「本件個人情報」という。）について、個人情報の保護に関する法律及び本サービス利用契約の定めを遵守し、第三者に開示又は漏洩してはなりません。本条において、本サービス利用契約の当事者のうち個人情報の取扱いを委託する者を「個人情報利用希望事業者」、委託された者を「個人情報受領者」といいます。
2. 個人情報受領者は、本件個人情報を、本サービス利用契約遂行の目的のみに使用するものとし、他の目的に使用してはなりません。
3. 個人情報受領者は、本サービス利用契約の遂行にあたり、本件個人情報を厳格に管理し、不正なアクセス又は本件個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩等の危険について、技術面及び組織面において合理的な安全対策を講ずるものとします。
4. 個人情報受領者は、本サービス利用契約若しくは本件個人情報の取扱いに係る本件業務が終了した場合又は個人情報利用希望事業者が指示した場合、直ちに個人情報利用希望事業者に本件個人情報を返還し又は本件個人情報を破棄若しくは消去するものとし、個人情報利用希望事業者が求めた場合には、その旨書面により報告するものとします。
5. 個人情報利用希望事業者は、本件個人情報の利用、管理状況について随時報告を求めることができ、また合理的に必要性が認められる場合には、個人情報受領者の事前の承諾のうえで、事業所、事務所等の立入検査、及びネットワーク経由での情報システムの安全性検査を実施できるものとします。個人情報利用希望事業者は当該立入検査及び安全性検査を行う場合、事前に個人情報受領者に通知し、個人情報受領者の事業活動に支障が生じないよう配慮します。
6. 個人情報受領者において、万が一、個人情報の漏洩等の事故が発生した場合には、個人情報受領者は個人情報利用希望事業者に対し、直ちに当該事故の発生の日時、内容その他の詳細について報告し、その対応を協議します。
7. 本条は、本サービス利用契約終了後も無期限に有効とします。

第10条（解除）

1. 本サービス利用契約の当事者は、相手方に以下の各号の一に該当したときは、直ちに書面にて通知することにより、本サービス利用契約の全部又は一部を解除することができます。
 - (1) 重要な財産に対する差押、仮差押、仮処分、租税延滞処分、その他公権力の処分を受け、あるいは破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、又は特別清算開始の申立が行われたとき
 - (2) 解散（合併による場合を除く）あるいは事業の全部を譲渡し、又はその決議がなされたとき
 - (3) 自ら振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手の不渡り又は手形交換所若しくは電子債権記録機関による取引停止処分等支払停止状態に至ったとき
 - (4) 監督官庁から営業停止、又は営業免許若しくは営業登録の取消しの処分を受けたとき
 - (5) 民法542条第1項各号に掲げる場合又は同第2項各号 に掲げる事由が生じたとき
 - (6) 前各号の他、本サービス利用契約を継続しがたい重大な事由が生じたとき
2. 本サービス利用契約の当事者は、相手方が本サービス利用契約のいずれかの条項に違反し、当該違反について書面による催告をしたにもかかわらず、14日以内にこれを是正しないときは、相手方の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、本サービス利用契約の全部又は一部を解除することができます。
3. 前二項に掲げる事由の発生が、解除権を行使しようとするものの責めに帰すべき事由による場合は、当該解除権を行使しようとする者は、前二項の定めによる解除をすることができません。
4. 前各項による解除が行われたときは、解除を行った当事者は、相手方当事者に対し、損害賠償を請求することができます。また、解除された当事者は、当然に期限の利益を喪失し、相手方に対して負担する債務を直ちに弁済しなければなりません。

第11条（損害賠償）

本サービス利用契約の当事者は、故意又は過失により相手方に損害を与えたときには、それにより被った損害を賠償しなければなりません。但し、当該損害賠償は、故意又は重大な過失によって損害を与えた場合を除き、請求原因の如何を問わず、直接かつ現実に生じた通常の損害に限られるものとし、本対価の1か月分を上限とします。

第12条（不可抗力）

当社は、自らの責によらない事由（地震、洪水、戦争、疫病、通商停止、暴動、政府当局による介入、又は内外法令の制定若しくは改廃を含むがこれらに限定されない。）による本サービス利用契約上の義務の不履行について、相手方に対し、損害賠償その他の責を負いません。

第13条（反社会的勢力の排除）

1. 本サービス利用契約の当事者は、本サービス利用契約締結日及び本サービス利用契約が存続する間、自ら及び自らの取締役、監査役、従業員その他の構成員（以下「役職員等」という。）が以下のいずれにも該当しないことを表明及び保証します。
 - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下総称して「反社会的勢力」という）に属すると認められるとき

- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
 - (3) 反社会的勢力を利用していると認められるとき
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
 - (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している時
 - (6) 自ら又は第三者を利用して、相手方又は相手方の関係者に対し、詐術、暴力的行為、又は脅迫的言辞を用いたとき
2. 本サービス利用契約の当事者は、相手方において前項の違反が判明した場合、催告を要せず相手方に書面で通知することにより直ちに本サービス利用契約の全部又は一部を将来に向かって解除することができます。
 3. 前項に基づき本サービス利用契約を解除した当事者は、当該解除により相手方に生じた損害の賠償責任を負わないものとし、前項に基づき本サービス利用契約を解除された当事者は、これによって相手方に生じた損害を賠償する責任を負うものとしします。

第14条（権利義務の譲渡の禁止）

1. 本サービス利用契約の当事者は、相手方の書面による事前の承諾がなければ、本サービス利用契約に基づく自己の権利又は義務（本対価の支払請求権を除く）を第三者に対して譲渡若しくは承継させ、又は担保に供することができません。
2. 本サービス利用契約の当事者が前項に違反した場合には、相手方は、直ちに本サービス利用契約を解除することができます。

第15条（準拠法）

本サービス利用契約の解釈及び適用にあたっては、日本法が適用されます。

第16条（本条件の変更等）

1. 当社は、本条件の変更が利用希望事業者の一般の利益に適合するとき、又は、本条件の変更が、本条件の目的に反せず、当該変更が必要かつ相当であって、変更に合理的な理由があると当社が判断した場合には、民法の定型約款の変更に係る規定に基づき、本条件の内容を変更できるものとしします。
2. 当社は、前項に基づき本条件を変更する場合には、当社ウェブサイト上に表示する等、合理的に適切と認められる方法で、本条件の変更内容及び変更の効力発生日を利用事業者に相当な期間をもって周知するものとし、当該効力発生日の到来をもって、変更後の条件が適用されるものとしします。
3. 当社は、本条第1項に基づかずに本条件の変更を行う場合には、変更後の条件の内容について、前項に定める方法により周知したうえで、ユーザーの同意を得るものとしします。ユーザーから明示的な同意を得ることができない場合であっても、前項に定める方法により周知した後、ユーザーが何らの留保なく本サービスの提供を受けた場合又は周知の日から相当な期間を超えて契約解除の手続をとらなかった場合は、ユーザーは当該変更後の条件の内容に同意したものとみなします。

第17条（紛争解決）

1. 本サービス利用契約に定めのない事項又は本サービス利用契約の各条項に定める定め疑義が生じた場合は、本サービス利用契約の趣旨に従い、本サービス利用契約の当事者間で誠意をもって協議のうえ、善後策を決定する。
2. 本サービス利用契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審専属的合意管轄裁判所とする。

以上

【2023年10月17日	制定】
【2023年12月1日	改定】
【2024年8月14日	改定】
【2025年6月19日	改定】
【2025年6月24日	改定】